

スキルアップで 就職力アップ!

求職者支援訓練

受講料
無料

初心者
OK!

就職を
サポート

要件を満たす方には月額10万円の給付金が支給されます。

※裏面の要件全てを満たす方のみが対象です



YouTube
「円楽とシロの
ハロートレーニング」で
詳しくご紹介しています!



求職者支援訓練
とは?

ハロートレーニング
— 急がば学べ —

希望する職業やキャリアアップのために必要な職業スキルや知識を習得することができる、

厚生労働大臣認定の公的職業訓練です。



コースの詳細はHPで確認できます!

詳しくはWEBをご覧ください



訓練の詳細についてのお問い合わせは、ハローワークまたは訓練実施機関へ!

※詳しくは裏面をご覧ください

厚生労働省 人材開発統括官

求職者支援訓練

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html

どんな人が受講できるの？

- ◎ これまでお仕事をされていなかった方も受講できます。
- ◎ ハローワークに求職登録の後で職員にご相談いただき、職業訓練などの支援が必要と認められることが必要です。まずは、住所地を管轄するハローワークまで！
- ✕ 原則として、週20時間以上お仕事をされている方、雇用保険の失業給付をもらっている方は受講できません。
(雇用保険の失業給付をもらっている方は公共職業訓練をご利用ください。)

求職者支援訓練って何？

- ✓ 早期就職のためのハロートレーニング(公的職業訓練)です。
- ✓ 2か月～6か月の間[シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、2週間から(令和4年3月末までの特例)]で、就職に役立つ技能や知識を習得することができます。
- ✓ きめ細かな就職支援が受けられます。
- ✓ 受講料はテキスト代などの実費(1、2万円程度)を除き無料です。

給付金(月額10万円)の詳細

無料の訓練に加え、一定の支給要件を満たす場合、訓練期間中、職業訓練受講給付金をもらうことができます。

【支給額】

- ・ 職業訓練受講手当: 月額10万円
- ・ 通所手当: 訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限額あり)
- ・ 寄宿手当: 月額10,700円(訓練を受けるために寄宿している方)

【支給要件】(以下のすべてを満たす方が対象)

- ・ 本人収入が月8万円以下
[シフト制で働く方などは月12万円以下(*)]
- ・ 世帯全体の収入が月40万以下(*)
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下
- ・ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- ・ 訓練の8割以上に出席していること(*)
- ・ 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいないこと
- ・ 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

* 令和4年3月末までの特例

修了者の声をご紹介します

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書作成の指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組みました。

介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり介護職として働く気持ちが強くなりました。

グループで行う授業でコミュニケーションの取り方を改めて学ぶことができ、また、人前で話すことにも自信ができました。

給付金をもらったので、生活の心配をせず訓練に集中できました。